

第7回 意見シート

資料7

■ 次第(1)こどもの権利条例骨子案についてへのご意見	事務局(回答)
多数のご意見をいただきましたので、「資料3_富田林市こどもの権利条例骨子案に関する意見一覧と対応について」に内容と対応方針を記載しています。	

■ 次第(3)各種報告書についてへのご感想やご意見	事務局(回答)
こどもアンケートにおいて、調査結果として男女の格差(ジェンダーギャップ)が見られるにも関わらず、その評価が欠落しており、課題抽出されていないことは大きな問題で、改善が必要と考えます。 その他回答について ①冒頭で「自由記述をまとめている」と表記しているので、設問の最後の(知っているすべてを選ぶ)は不要ではないでしょうか ② 小学校高学年版と中高生版の間4と問5の内容欄で条文を挙げているところは、例えば「第〇〇条 〇〇の権利」にあてはまる意見のようにしない、と設問語尾の「えらんでください」との関係で読み手が分かりにくいのではないのでしょうか	ご意見を踏まえ、こどもアンケートの内容を修正しました。 【小学校低学年】 ・「全体から見える傾向」:自分のことが「すごく好き」と回答した小学校低学年は50.2%を追加(P3) ・「全体から見える傾向」:総括に「すべて」を追加(P4) ・「質問1 性別、質問2 学年別、質問3 こどもの権利の認知度×質問4 大切だと思う「こどもの権利」」:上位2位まで解説に追加(P9) 修正箇所:【小学校高学年】 ・「全体から見える傾向」:「自分のことが好き」に「そう思う」と回答した小学校高学年は35.7%(P3) ・「全体から見える傾向」:総括に「すべて」を追加(P4) ・ポイント1:「性別による回答の傾向」を追加(P7) ・グラフの追加:問1 性別×問17 学校生活の満足度を追加(P38) ・その他回答の追加:一部のその他回答を記載 (P55) 【中高生】 ・「全体から見える傾向」:「自分のことが好き」に「そう思う」と回答した中高生は27.1%(P3) ・「全体から見える傾向」:総括に「すべて」を追加(P4) ・ポイント1:「性別による回答の傾向」を追加(P7) ・グラフの追加:問1 性別×問17 学校生活の満足度を追加(P37) ・その他回答の追加:一部のその他回答を記載 (P54)
こどもの権利を知っているかの質問には、こどもたちや学校では意識が高く、市民や学校以外の大人の意識が低いので市として一層の啓発や研修の必要があると感じる。市民や保護者のこどもの権利に対する意識の向上を図ることが必要。 関係団体へのヒアリング調査の7P ・保護者の当事者意識が低下し、連携に支障をきたす。 ・過程に問題がある生徒をみつけたとしても、そこからつなげる手立てがない。 保護者への関係機関への相談や関係機関等の情報提供など、学校現場では保護者対応の困難さに教職員は時間を費やされ、疲弊する。保護者対応を各種専門機関・弁護士・医師など関係者と連携しこどもの権利の侵害を防止・救済できることを希望。	ご意見を受けて、今後の条例制定や制定後の取組を検討してまいります。
・関係団体へのアンケートおよびヒアリングからは、横の連携、特に機関や施設を超えた協働と連携の必要性が浮かび上がりました。そのためには、富田林市こども・子育て応援センター(児童福祉法第10条の2第2項に定められている「こども家庭センター」)がイニシアチブを取り、各機関・施設・団体をコーディネートしながら、ソーシャルワークを展開していくことが求められると思いました。また、ソーシャルワークを進めていく中で、「はざまにあるこどもとは誰か」、「こどもたちが抱える困難や課題とは何か」といった問いを、それぞれの立場を超えて共有することも重要になると考えます。さらに、各機関・施設・団体に関わる職員が、こどもの権利を守るための専門性やアセスメント力を高めていけるような取り組みも必要であると感じました。 ・こどもおよび市民へのアンケート調査からは、いずれにしても、今後しっかりと「こどもの権利とは何か」を伝える機会を設ける必要があると感じました。特に市民アンケートにおいては、こどもの権利に対する意識の低さが、そのままアンケートの回収率にも表れていると推察されます。一方で、アンケートに回答した市民は、こどもの権利に対する意識が比較的高いとも考えられますが、その回答内容を見ると、こどもたち自身が捉えている「こどもの権利」との間にギャップがあることがうかがえます。このギャップを埋める、すなわち市民がこどもたちの視点に近づいていくような「共有化」も重要だと感じました。市民側のアンケート結果を見ると、「いじめを受けない権利」など、こどもの権利の一部を象徴的に捉える傾向が見られ、こどもの権利の本質を部分的に理解しているとも推察されます。おとながこどもの権利を理解し、それを日常の中で実践することは、こどもたちにとって権利擁護のモデリングとなります。そのためにも、「まずは知ることが理解の第一歩である」という意識のもと、こどもにもおとなにも「こどもの権利を理解する機会」を提供していく必要があると思いました。	ご意見いただき、ありがとうございます。 「横のつながりによる連携」、「こどもの権利の周知」について重要な事項として、今後の条例制定や制定後の取組を検討してまいります。

■ 今回の会議で伝えきれなかったこと	事務局(回答)
保護者や市民の方々にもこどもの権利について学んでいただき、この条例について理解と関心を深めていただくことで、こどもたちのより一層の権利の保障につながると考える。	ご意見いただき、ありがとうございます。 こどもアンケートの結果で、こどもの権利を守るための仕組みとして、「大人たちに「こどもの権利」について、もっと伝えよう」と選択したこどもが多く存在したことから、重要なことと捉えています。保護者や市民への周知について、今後の条例制定や制定後の取組を検討してまいります。
深刻な状態にいるこどものケースが例としてよく挙げられていますが、富田林でイキキと過ごしているこどももいるはず。そのようなこども達はいずれ健康やかに過ごしているのかも比較対象として参考になるかなと思いました。	ご意見いただき、ありがとうございます。 富田林市で元気に幸せに過ごしているこどももたくさんいます。そのこどもたちの現状も踏まえながら、今後の条例制定や制定後の取組を検討してまいります。